

## 手続きの流れ

- ① 中小企業等が本税制措置を利用する場合には、まず導入予定の設備メーカーに証明書の発行を依頼します。
- ② 設備メーカーは指定書式に必要事項を記載し、工業会へ証明書発行申請をおこないます。
- ③ 工業会は設備メーカーから送られた指定書式、チェックリストやエビデンスとなる書面、資料等を確認し、証明書を発行します。  
発行手数料は、会員：1,000円、非会員：2,000円（いずれも税込）となります。
- ④ 設備メーカーは工業会の捺印のある証明書を設備導入予定の中小企業等（設備ユーザー）に渡します。
- ⑤ 中小企業等の設備ユーザーは証明書を添えて経営力向上計画を主務大臣に提出し、計画の申請をおこないます。

